

核燃料施設等における軽微事例集の作成方針（案）について

令和4年3月2日
核燃料施設等監視部門

以前よりご要望をいただいている軽微事例集の作成にあたり、以下の課題等について議論し、今後の対応を決めたい。

1. そもそも不要では

軽微か、指摘事項（追加対応なし）かの判断にリソースをかけるべきではない。指摘事項（追加対応なし）となった場合においても、安全上の重要度は低く、安全上重要な事にリソースを集中させるべきである。よって、軽微事例集は作成不要ではないか。

2. 軽微事例集の目的は

（案）軽微に係る判断根拠に一貫性を持たせること。

3. 課題等

- 検査指摘事項を判断する設問に「悪影響」といった言葉があると主観が入るため、判断がブレる。
- 「悪影響」を具体的に明記することは難しいため、事例を積み重ねて、相場感を醸成するべき。
- 相場感で決めるものではなく、ルールに基づいて客観的に決めるべき。
- 指摘事項と判断した事象の判断根拠（なぜ軽微ではなく指摘としたかの理由）も示すべき。

参考 検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド

・パフォーマンス劣化は、添付1に示す原子力規制検査における監視領域（小分類）の属性の一つに関連付けられ、また、そのパフォーマンス劣化は関連する監視領域（小分類）の目的に悪影響を及ぼしたか。

4. 公開にあたっての配慮

事例集を作成する場合は、事業者等が特定できないように記載する。

以上